

裏面白紙

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように

改正する。

別表第六を次のように改める。

裏面白紙

一 改竄の職員の給年に関する法律の一部を改正する法律案 正誤表

四 五 一 五 七	行	四 五 四 七 四 六 四 八 五 三 五 一 五 〇	誤	四 五 四 六 四 七 四 八 四 九 五 〇 五 一 五 一 五 二 與 數 の 誤	備 考
一 六	六	四 九 五 六 五 五 五 四 五 三 五 七	彦 成 村	五 三 五 三 五 四 五 五 五 六 五 七	彦 成 村
五 〇	一 〇	木 之 木 町	木 之 木 町	木 之 木 町	木 之 木 町
九 四	九	神 崎 郡	神 崎 郡	神 崎 郡	神 崎 郡
九 五	一 〇	高 浜 村 端 島	高 浜 村 の う ち 端 島	高 浜 村 の う ち 端 島	高 浜 村 の う ち 端 島

別表第六 勤務地手当支給地域区分表

北海道	区 分	支 給 地 域
	三級地	札幌市 小樽市 石狩支庁管内 琴似町のうち字八軒、二十四軒、琴似、山手、宮の森、新川、新琴似及び発寒 豊平町のうち字月寒、美園、平岸、中の島、東月寒、羊ヶ丘、福住、北野、清田、西岡及び澄川並びに真駒内、石山、藤野、藤舞、豊滝及び定山溪の区域で定山溪鉄道の線路から二キロメートル以内の地域 札幌村のうち字苗穂及び元村
	二級地	釧路市 函館市 稚内市

(一)

旭川市	千歳町
室蘭市	江別町
帯広市	根室町
網走市	神楽村のうち字神楽及び神楽ヶ岡
北見市	東鷹栖村のうち町村道七号道路と町村道十四号道路とには含まれる地域
夕張市	
苫小牧市	
留萌市	
岩見沢市	
美唄市	
石狩支庁管内	
根室支庁管内	
上川支庁管内	

(11)

一級地	
胆振支庁管内	幌別町
	安平村
石狩支庁管内	琴似町のうち三級地に含まれる地域以外の地域
	豊平町のうち三級地に含まれる地域以外の地域
	札幌村のうち三級地に含まれる地域以外の地域
	手稲村
上川支庁管内	神楽村のうち二級地に含まれる地域以外の地域
	東鷹栖村のうち二級地に含まれる地域以外の地域
	神尾村のうち二級地に含まれる地域以外の地域
	名寄町
渡島支庁管内	龜田村のうち二級地に含まれる地域以外の地域

(12)

青森県	
一級地	
青森市 弘前市 八戸市 東津軽郡	留萌支庁管内 奥尻村 焼尻村 天賣村 香深村 船泊村 鷺泊村 杓形町 仙法師村 鬼脇村
筒井村大字筒井 新城村大字新城字石江 大野村大字大野字片岡	

(五)

日高支庁管内 浦河町 静内町 江差町	空知支庁管内 三笠町 芦別町 赤平町 滝川町 奈井江町 歌志内町 砂川町 上砂川町 深川町	釧路支庁管内 上磯町のうち字七重浜以外の地域 (四) 厚岸町 余市町 俱知安町 塩谷村
松山支庁管内		

宮城県		秋田県
二級地	一級地	一級地
仙台市	塩釜市 石巻市 古川市 宮城郡	秋田市 能代市 大館市 横手市
	多賀城村 松島町 気仙沼町 矢本町 大川町	

(六)

内三

岩手県	
二級地	一級地
釜石市	盛岡市 宮古市 一関市 九戸郡 上閉伊郡 気仙郡
上北郡 下北郡 南津軽郡 三戸郡	久慈町 甲子村 盛町 大船渡町
荒川村大字荒川字藤戸 大三沢町 田名部町 大湊町 黒石町 上長苗代村大字尻内	

(六)

茨城県		
一級地	二級地	
古河市 多賀郡 高萩町	水戸市 土浦市 日立市	信大郡 伊達郡 耶麻郡 岩瀬郡 好間村 勿采町 植田町 江名町 飯坂町 湯野町 喜多方町 須賀川町

(九)

26

外三

福島県	山形県
一級地	一級地
福島市 郡山市 若松市 平市 白河市 石城郡 小名浜町 内郷町 湯本町	山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 南村山郡 北村山郡 上ノ山町 東根町字神町

(八)

栃木県	
一級地	二級地
那須郡 足利郡 塩谷郡 下都賀郡 上都賀郡 鹿沼市	宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 上都賀郡 日光町 日光町 足尾町
那須郡 足利郡 塩谷郡 下都賀郡 上都賀郡 鹿沼市	今市町 小山町 藤原町 塩原町 山辺町 三重村 西那須野町

(11)

鹿島郡 西茨城郡 北相馬郡 行方郡 稲敷郡 新治郡 結城郡	那珂郡 久慈郡 真壁郡 碓氷郡 下館町 下妻町 水海道町 結城町 石岡町 龍ヶ崎町 阿見町 潮来町 麻生町 取手町 笠間町 波崎町
碓氷郡 勝田町 太田町 下館町 下妻町 水海道町 結城町 石岡町 龍ヶ崎町 阿見町 潮来町 麻生町 取手町 笠間町 波崎町	碓氷郡 勝田町 太田町 下館町 下妻町 水海道町 結城町 石岡町 龍ヶ崎町 阿見町 潮来町 麻生町 取手町 笠間町 波崎町

(10)

埼玉県		
二級地	三級地	四級地
秩父市 川越市 所沢市 行田市 熊谷市	北足立郡 大宮市 蕨町 大和町 朝霞町 鳩ヶ谷町	浦和市 川口市 甘楽郡 多寄郡 富岡町 藤岡町

(111)

外三
夕四

群馬県	
一級地	二級地
利根郡 碓氷郡 吾妻郡 前橋市 桐生市 高崎市 伊勢崎市	太田市 邑楽郡 群馬郡 北群馬郡 館林町 倉賀野町 澁川町 伊香保町 草津町 中之條町 白井町 安中町 水上町 沼田町

(111)

秩父郡	入間郡	北足立郡
野上町	小鹿野町 皆野町 金子村 福岡村 美笹村 土合村 吹上町 桶川町 上尾町 潮止村 八幡村 久喜町 岩槻町 春日部町	大沢町 春日部町 岩槻町 久喜町 八幡村 潮止村 上尾町 桶川町 吹上町 土合村 美笹村 福岡村 金子村 皆野町 小鹿野町 野上町

(15)

南埼玉郡	北埼玉郡	入間郡	北足立郡
越ヶ谷町	羽生町 不動岡町	飯能町 入間川町 豊岡町 鴻巣町 谷塚町 片山村 大和町 志木町 草加町 與野町	戸田町 與野町 草加町 志木町 大和町 片山村 谷塚町 鴻巣町 豊岡町 入間川町 飯能町

(16)

二級地	
千葉郡	東葛飾郡
幕張町 二宮町 津田沼町 小金町 柏町 南行徳町	船橋市 松戸市 銚子市 野田市 印旛郡 成田町 八街町 佐倉町 浦安町 行徳町

(一七)

千葉県		
四級地		
市川市	千葉市	市川市
兒玉郡 本庄町 寄居町	大里郡 妻沼町 深谷町	北葛飾郡 松山町 小川町 幸手町 栗橋町 杉戸町 杉城村 早稲田村

(一八)

東京都	
五級地	
千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区	海上郡 市原郡 山武郡 長生郡 匝瑳郡 安房郡 旭町 八幡町 五井町 東金町 成東町 片貝町 茂原町 八日市場町 鴨川町

(一九)

内五

	一級地
印旛郡 東葛飾郡 千葉郡 夷隅郡 佐原市 水更津市 館山市	勝浦町 大多喜町 大和田町 江戸川町 我孫子町 千代田町 旭村 酒々井町 大森町 木下町 根郷村字六崎
	生浜町

(二〇)

三級地		四級地
青梅市	田沼町 小金井町 国立町 国分寺町 府中町 調布町 神代町 狛江町	江戸川区 武蔵野市 三鷹市 立川市 八王子市 北多摩郡

(111)

墨田区
 江東区
 品川区
 目黒区
 大田区
 世田谷区
 澁谷区
 中野区
 杉並区
 豊島区
 北区
 荒川区
 板橋区
 練馬区
 足立区
 葛飾区

(110)

内大

		二級地	
大島支庁管	西多摩郡	南多摩郡	西多摩郡
差木地村	瑞穂町	塚村	福生町
波浮港村	西多摩村	横山村	五日市町
増戸村	東秋留村	鶴川村	
平井村	西秋留村	由井村	
	多西村		

(111)

		北多摩郡	南多摩郡
拜島村	大和村	久留米村	浅川町
大和村	村山村	西府村	町田町
保谷町	桑村山町	稻城村	日野町
小平町	砂川村	清瀬村	
砂川村	昭和町	多惠村	

(111)

一級地	
西多摩郡	
大久野村 戸倉村 小宮村 檜原村 小曾木村 成水村 吉野村 三田村 古里村	中之御村 鳥打村 宇津木村 青ヶ島村

(三十四)

三宅支庁管内	
八丈支庁管内	
三宅村 坪田村 阿古村 御蔵島村 檉立村 末吉村 三根村 大賀御村	泉津村 岡田村 元村 野増村 利島村 若御村 本村 神津島村

(三十五)

四級地	
<p>鎌倉市</p> <p>一丁目、二丁目及び三丁目、吉田町吉田並びに矢部町後矢部</p> <p>川崎市のうち昭和二年四月一日に田島町を編入したときの川崎市の区域並びに旧中原町、旧日吉町及び旧高津町の区域</p> <p>横浜市のうち五級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>川崎市のうち五級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>横須賀市のうち三級地に含まれる地域以外の地域</p> <p>藤沢市</p> <p>三浦郡</p> <p>葉山町</p> <p>逗子町</p>	

(三七)

五級地	
<p>神奈川県</p> <p>横浜市のうち昭和十四年三月三十一日における横浜市の区域</p> <p>戸塚区のうち戸塚町の一の区、二の区、三の区、</p>	<p>南多摩郡</p> <p>氷川町</p> <p>小河内村</p> <p>元八王子村</p> <p>恩方村</p> <p>川口村</p> <p>加住村</p> <p>七生村</p> <p>由木村</p> <p>南村</p> <p>忠生村</p> <p>多摩村</p>

(三六)

三級地

横須賀市のうち長井及び北下浦

平塚市

小田原市

茅ヶ崎市

足柄下郡

湯本町

芦之湯村

仙石原村

宮城野村

温泉村

元箱根村

箱根町

湯河原町

二級地

愛甲郡

足柄上郡

足柄下郡

中郡

南毛利村

山北町

松田町

南足柄町

吉田島村

国府津町

酒匂町

前羽村

秦野町

南秦野町

東秦野町

伊勢原町

高座郡

粕核原町

愛甲郡

河本町

中郡

大磯町

高座郡	津久井郡	足柄下郡
横瀬町	川尻村 奥野町 中野町 下中村 上中村 豊中村 下宮我村 榑前村 岩村	吉灰町 片浦村 真鶴町 中井村 福沢村 酒田村

(10)

一級地	足柄上郡	三浦郡	高座郡
清水村 曾我村 金田村 相和村 岡本村	大野町 大根村 三宮町 国府村 三崎町 浅谷町 座間町 海老名町 大和町 寒川町		

(11)

高山県	
一級地	二級地
新湊市 氷見郡 下新川郡 中新川郡	富山市 高岡市 西頸城郡 中頸城郡 南頸城郡 中蒼原郡 西蒼原郡 中魚沼郡 岩船郡
氷見町 魚津町 滑川町	糸魚川町 青海町 直江津町 加茂町 龜田町 燕町 十日町 村上町

新潟県	
一級地	二級地
長岡市 三條市 柏崎市 高田市 新発田市 新津市	新潟市 愛甲郡 中郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 三浦郡
	有馬村 小出村 御所見村 愛川町 南下浦町 初声村

井 原 県	
一級地	二級地
叙賀市 武生市 小浜市のうち昭和二十六年三月二十九日における小浜町及び今尾 村大字伏原の区域 今立郡 大野郡 坂井郡	河北郡 味洲郡 藤井市 津幡町 飯田町
藤江町 神岡町 大野町 藤山町 芦原町 丸岡町	

(三五)

石 川 県	
一級地	二級地
七尾市 小松市 石川郡 鳳至郡 江沼郡 羽咋郡	金沢市 石川郡 松任町 八尾町 押野村 野々市町 輪高町 大聖寺町 山中町 山代町 片山津町 動輪町 羽咋町

(三六)

長野県 二級地	
門谷町 飯田市 北佐久郡 諏訪郡 上高井郡 東筑摩郡 西筑摩郡 上伊那郡 北安曇郡 多治見市 岐阜市 大垣市	小諸町 軽井沢町 下諏訪町 須坂町 島尻町 下諏訪町 上松町 伊那町 大町

(三)

長野県 一級地	山梨県 二級地
長野市 松本市 上田市 諏訪市	甲府市 富士吉田市 南都留郡 北都留郡 東山梨郡 西八代郡 谷村町 船津村 大月町 横橋町 上野原町 壺山町 市川大門町

(三)

福永郡	加茂郡	武儀郡	羽島郡	卷田郡	大井町	長島町	大塚中野	中深川町	岩村町	明知町	笠松町	下弓町	萩原町	小坂町	美濃町	金山町	太田町	八百津町	古井町	大塚下古井	鶴石町	蘇原町
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-------	-----	-----

(三九)

恵那郡	陶町	肥田村	稻澤村	寒水町	泉町	土岐津町	瑞浪土岐町	下石町	古川町	神岡町	厚見村	那加町	吉城郡	高山市	桶狭郡	一級地	吉城郡	工伎郡	関市	吉城郡	恵那郡
-----	----	-----	-----	-----	----	------	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----

(三〇)

一級地	二級地	三級地	四級地
吉原市 富士宮市 高田市 豊田市 焼津市 賀茂郡 富士郡 駿東郡 田方郡	空指郡 有斐村	下田町 富士町 小山町 御殿場町 原町 修善寺町 伊豆長岡町 大仁町 函南町	

(四一)

静岡県			
二級地	三級地	四級地	
沼津市 清水市 三島市 田方郡	伊東市 浜松市 静岡市	熱海市	可兒郡 御高町 中村字中 八幡町 本巣郡 北方町
網代町 宇佐美村			

(四二)

愛知卓	
四級地	五級地
名古屋布	名古屋市のうち四級地に含まれる地域以外の地域
一宮布	<p>中川区のうち入田木町及び花池町以外の荒子川の西であつて日本国有鉄道関西線の線路から南の地域</p> <p>港区のうち大江町・昭和町・船見町及び潮見町以外の荒子川から西の地域</p> <p>南区のうち桜本町・霞町・桜台町・元桜田町・迎山町・春日野町・扇田町及び百草町以外の東六号道路から東南五メートル以遠の地域</p> <p>瑞穂区のうち弥富通と田辺通とを結ぶ線から東南五メートル以遠の地域</p> <p>昭和区のうち川原通と権溪通とを結ぶ線から東の地域</p>

(三三)

<p>榛原郡</p> <p>小笠郡</p> <p>志太郡</p>	<p>美濃郡</p> <p>新居町</p> <p>舞坂町</p> <p>鷺津町</p> <p>青島町</p> <p>藤枝町</p> <p>掛川町</p> <p>川崎町</p> <p>金谷町</p>	<p>庵原郡</p> <p>興津町</p> <p>蒲原町</p> <p>富士川町</p> <p>由比町</p> <p>袖飾町</p> <p>庵原村</p> <p>飯田村</p>
----------------------------------	--	--

(三四)

一級地	中島郡	相父江町
	起町	起町
	奥町	奥町
	今伊勢町	今伊勢町
	大和町字馬引	大和町字馬引
	天白村	天白村
	小波町	小波町
	新川町	新川町
	清洲町	清洲町
	大府町	大府町
	常滑町	常滑町
	大高町	大高町
	磯江町	磯江町
	蒲郡町	蒲郡町
	三谷町	三谷町
	西尾町	西尾町
	海部郡	
	空飯郡	
	知多郡	
	西春日井郡	
	東春日井郡	
	愛知郡	
	中島郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	

四七

二級地	春日井市	三級地	瀬戸市
	半田市		岡崎市
	刈谷市		豊橋市
	碧南市		津島市
	豊川市		西春日井郡
	挙母市		愛知郡
	南設楽郡		東春日井郡
			中島郡
			西尾町
			鳴海町
			守山町
			稲沢町
			新城町

(三三)

三重県二級地	
津市 松阪市 四日市市 桑名市	大野町 有松町 八幡町 東浦町 内海町 豊浜町 御津町 小坂井町 形原町 西浦町 田原町 聖飯郡 湫美郡

(四六)

45

知多郡 武豊町 上野町 日進村 豊明村 横須賀町	愛知郡 蟹江町以外の地域 緒高村 岩津町	額田郡 矢作町	海部郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 高浜町 知立町	丹羽郡 葉栗郡 東春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 安城町 高浜町 知立町	西春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 (四七)
---	-------------------------------	------------	--	---	--------------------------------------

滋賀県		
一級地	二級地	三級地
栗本郡 草津町 瀬田町	彦根市 長浜市	大津市のうち昭和二十六年三月三十一日以前に所在する大津市の区域 阿山郡 幸名郡 三重郡 河芸郡 三重郡 一自田町 御園町 四郷村 蒲町 旗野町 長島村 柘植町

(甲)

一級地	二級地
宇治山田市 上野市 北牟婁郡 南牟婁郡 尾鷲町 木本町	鈴鹿市 飯南郡 鈴鹿郡 名賀郡 北牟婁郡 志摩郡 一志郡 花岡町 龜山町 名張町 箕曲村 相賀町 引本町 長島町 錦町 鳥羽町 久居町

(乙)

京 都 府	
五 級 地	
京 都 市	治田村大字赤川 八日市町 八幡町 金田村大字鷹飼 米原町 水口町 守山町 野洲郡 滋賀郡 高島郡 伊豆郡 今翠町 木之本町
京 都 市	昭和六年三月三十一日における京都市の区域 上京区のうち昭和六年三月三十一日における上賀 茂村、大宮村及び鷹ヶ峰村の区域 下京区のうち昭和六年三月三十一日における吉祥 院村及び上鳥羽村の区域

(五二)

三 級 地	四 級 地
京 都 市	京 都 市
福知山市のうち宇厚・新庄・半田・土師・前町及び昭和十二年三 倉村及び八瀬村の区域	右京区のうち昭和六年三月三十一日における梅ヶ 畑村の区域 左京区のうち昭和二十四年三月三十一日における若 狭村及び八瀬村の区域
	右京区のうち昭和六年三月三十一日における伏見市 花園村、太秦村、西院村、松尾村、桂村、川岡村、 梅津村及び西京極村の区域 東山区のうち昭和六年三月三十一日における山科 町の区域 伏見区のうち昭和六年三月三十一日における伏見市 桃山町、深草町、竹田村、醍醐村、橋本路村、新所村、 向島村及び下鳥羽村の区域 左京区のうち昭和六年三月三十一日における修善 院村及び松ヶ崎村の区域

(五三)

二級地	<p>蒲鶴市のうち宇東吉原、西吉原、魚尾、竹屋、平野屋、丹波、北田、辺、南田、内満寺、大内、本、藏人町、松陰寺内、西、野津口、新、堀上、甜屋、赤口、引土新、朝代、引土、伊佐津、公文名、布、敷、高野由里、下福井、上福井、下安久、上安久、上安、倉谷、和田、余部上、余部下、長安、北吸浜、溝尻、市場、森、行永、泉原寺、小倉、田中、鹿原、安岡、吉坂、朝末中、中田、平、吉田、木下、奥保呂、福永、七日市、万願寺、京田及か今田</p>
宇治市	<p>向日町</p>
乙訓郡	<p>八幡町</p>
綴喜郡	<p>伏見区のうち昭和二十五年十一月三十日における久我村及び羽栗師村の区域</p>
京都市	

(四九)
月三十一日における福知山市の区域(高畑、森垣、荒下及び空の区域を除く)並びに由良川と土師川との合流点から下流三キロメートルの間の右岸堤内一キロメートル以内の地域

福知山市のうち三級地に含まれる地域以外の地域
 舞鶴市のうち三級地に含まれる地域以外の地域
 綾部市のうち昭和二十五年七月三十一日における綾部町の区域
 久世郡 淀町
 御杖村
 佐山村
 城陽町
 長岡町
 久世村
 大山崎町
 田辺町
 井手町
 船々坂村
 有智滝村
 多賀村
 木津町
 上田町
 加茂町

乙訓郡
 綴喜郡
 相楽郡

大阪府	五	級地
加佐郡	大江町	
大阪市		
堺市		
布施市		
豊中市		
池田市		
吹田市		
守口市		
岸和田市のうち阪和線の線路から西及び東南ニキロメートル以内の地域		
泉大津市		
貝塚市のうち阪和線の線路から西及び東南ニキロメートル以内の地域		
八尾市		
泉佐野市		
高槻市		
枚方市		
茨木市		
泉北郡	高石町	
中河内郡	加美村	
	栗野	
豊能郡	庄内町	

(五五)

級地	
南条田郡	龜岡町
京都市のうち五級地、四級地、三級地及び二級地に含まれる地域以外、地域	
鞍部市のうち二級地に含まれる地域以外、地域	
船井郡	園部町
	八木町
粟津郡	宮津町
中郡	峰山町
乙訓郡	大原野村
久世郡のうち二級地に含まれる地域以外、地域	
相楽郡	楠草村
	高麗村
	並置村
	棚倉村
北条田郡	周山町
竹野郡	網野町
	間人町
綴志郡のうち二級地に含まれる地域以外、地域	
南条田郡	保津村
	藤村
熊野郡	久美浜町

(五五)

四級地

瀬尾川市
高田林市
豊能郡
泉北郡
三島郡
北河内郡

其間町のうち昭和二十三年七月三十一日における其間町の区域
忠岡町
和泉町
高田町
茨田町

三級地

岸和田市のうち、河地に含まれる地域以外の地域
貝塚市のうち五級地に含まれる地域以外の地域
南河内郡
長野町
古市町
藤井寺町
日置荘町
登美立町
道明寺町
国分町
志紀村
俣上町
高鷲村
柏原町
松原町

中河内郡

其間町のうち昭和二十三年七月三十一日における其間町の区域
忠岡町
和泉町
高田町
茨田町

十

北河内郡
泉北郡

我間町
龍平町
石切町
菅津町
天田町
玉川町
風破村
天美町
布忍村
長吉村
三宅村
恵我村
受田村
若江村
住道町
門真町
庭窪町
四條段町
入坂町
信太村
取石村
掃部町

(五)

一級地	
豊能郡のうち箕面町及び庄内町以外の地域 三島郡 石河村 見山村 清溪村 石川村	泉北郡 丹比村 植生村 久世村 東陶器村 北松尾村 南池田村 北池田村 上神谷村 西陶器村 美木多村 泉南郡のうち田尻村及び尾崎町以外の地域

(五九)

二級地	
三島郡 豊能郡 泉南郡 田尻村 尾崎町 箕面町のうち四級地に含まれる地域以外の地域 味舌町	三島郡のうち富田町・味舌町・石河村・見山村及び清溪村以外の地域 北河内郡のうち三級地に含まれる地域以外の地域 三河内郡 南河内郡 三島市村 黒山村 駒ヶ谷村 南八下村 北八下村 西瀬村 平尾村 丹南村

(五八)

三級地	四級地
西宮市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 姫路市 加古川市 洲本市	尼ヶ崎市 西宮市のうち昭和二十六年三月三十一日に行けり西宮市及び鳴尾村区域 伊丹市 芦屋市 神戸市 明石市 川辺郡 宝塚町 川西町 長尾村 良元村 榎水区のうち旧榎水町の区域以外の地域

(六)

兵庫県
五級地
神戶市のうち四級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 泉北郡 南松尾村 南横山村 横山村 川上村 高向村 河内村 天見村 加賀田村 東條村 千早村 赤阪村 中村 白木村 山田村 炭長村

(六)

一級地	
<p>豊岡市 多紀郡 有馬郡 揖保郡</p>	<p>多可郡 神崎郡 加古郡</p>
<p>古市村 日置村 広野村 藍村 本庄村 新宮町 御津町 太市村 龍田村 太子町</p>	<p>長尾村 西脇町 福崎町 阿閉村</p>

味間村のうちニ級地に含まれる地味間村外の地域

(六三)

二級地	
<p>有馬郡</p>	<p>加古郡 相生市 高砂町 荒井村</p>
<p>三輪町 三田町 味間村のうち宇杉、大沢及び味間新 八上村 城南村 城北村 岡野村 篠山町 三木町</p>	<p>神戸市のうち昭和三十六年六月三十日における有馬郡道場村、大沢村及び八多村の区域 龍野市 赤穂市 美郷郡 多紀郡</p>

(六三)

氷上郡
朝来郡
養父郡
加西郡
赤穂郡
穴栗郡
中谷村
西谷村
六瀬村
山崎町
上羽町
有年村
北條町
九会村
下里村
富田村
八鹿町
大蔵村
和田山町
竹田町
梁瀬町
生野町
拍原町

多可郡
飾磨郡
加古郡
神崎郡のうち福崎町、長谷村、大山村及び越知谷村以外の地域
美方郡
川辺郡
揖保川町
林田村
伊勢村
重春村
中町
日野村
黒田庄村
比延左村
八幡村
天満村
加古新村
母里村
母里村
多田村
東谷村
洪坂町

奈良		
二級地	三級地	四級地
高市郡	生駒郡 北葛城郡	奈良市
八木町	伏見町	大和高田市
	生駒町	生駒郡
	王手町	北葛城郡
		大和高田市
		生駒郡
		北葛城郡
		奈良市
		佐用郡
		美濃郡
		出石郡
		印南郡
		佐用町
		志染村
		別所村
		出石町
		加茂村
		赤任村
		市場村
		菟野町

(六三)

- | | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 加東郡 | 城崎郡 | 三原郡 | 津名郡 |
| 社町 | 小野町 | 日高町 | 香住町 |
| | | 城崎町 | 市村 |
| | | 阿万町 | 福良町 |
| | | 飯尾町 | 志筑町 |
| | | 郡家町 | 由良町 |
| | | 岩屋町 | 生桐村 |
| | | 久下村 | 黒井町 |
| | | 成松町 | |

(六六)

和山県	
三級地	四級地
新宮市	和歌山市
	添上郡 三本松村 宇木町 内牧村 伊邪佐村 探本町 賢鯉町 長市村 明岩村 五ヶ谷村 平和村 沼道村 北葛城郡のうち王寺町以外の地域 山辺郡 二階堂村 朝和村 南葛城郡のうち御所町以外の地域

(六九)

	一級地
宇陀郡	高市郡のうち八木町、今井町及び政傍町以外の地域 藤原町 吉野町 下市町 大淀町 上市町 吉野郡 磯城郡のうち桜井町及び田原本町以外の地域 宇智郡 宇智郡のうち五茶町以外の地域 生駒郡のうち郡山町、生駒町及び伏見町以外の地域 磯城郡のうち桜井町及び田原本町以外の地域
山辺郡	今井町
磯城郡	政傍町
	田辺市町
	桜井町
	田原本町
宇陀郡	大宇陀町
南葛城郡	御所町
宇智郡	五茶町

(六〇)

伊都郡	東牟婁郡	西牟婁郡	有田郡
箕田町	下里町 九度山町 高野口町 妙寺町	高池町 水地町 西向町 古座町 那智町 白置町 藤浦町	乃手町 箕島町 本町 湖岸村 岡本見町 白置町 藤浦町

(15)

一級地	二級地		
海草郡	日高郡	伊都郡	海南市 田辺市
加太町 西陽野村 下津町 東野上町 印南町 南市町 由良町 粉江町	西牟婁郡 那智郡 有田郡 日高郡	白浜町 串本町 岩出町 湯浅町 御坊町 高野町 橋本町	

(16)

岡山県		
一級地	二級地	三級地
上房郡 小田郡 児島郡	児島郡 御津郡 津山市 倉敷市 児島市 玉野市 琴通町 枚石村大字宿 佐田町	岡山市 鹿足郡 邑智郡 大原郡 津和野町 川本町 木次町

十九

鳥根県	
一級地	二級地
松江市 出雲市 浜田市 美濃郡 那賀郡 周吉郡 鯉川郡 益田町 江津町 西郷町 大社町	鳥取市 米子市 東伯郡 西伯郡 倉吉町 上井町 境町 中浜村 大篠津村 大正村大字古海 宇倍野村大字奥谷

(七)

		一島系		
		三級地		
二級地		三島市	彦久郡 久米郡 久米郡	勝田郡 英田郡 英田郡
佐伯郡	安芸郡 三原市 尾道市 福山市	三島市	彦久郡 久米郡 久米郡	勝田郡 英田郡 英田郡
	行中町 新越町 江田島町 海田市別 大竹町		福渡町 牛久町 林野町	勝田郡 英田郡 英田郡

(七五)

上蓋郡 西大寺町
 淡口郡 玉島町
 阿古郡 直島町
 和氣郡 長尾町
 赤松郡 新見町
 後月郡 上市町 大字 西方
 吉備郡 備前町
 都窪郡 瀬戸町
 真庭郡 早島町
 勝山町 妹尾町
 茶屋町 勝山町

(七四)

佐伯郡
安芸郡

五日市町
大柿町
小方町
双波町
可光町
祇園町
古市町
寺西村
竹原町
川尻町
安芸津町
安浦町
原村
川上村

(一七六)

一級池

佐伯郡

安芸郡

賀茂郡
双三郡

廿日市町
大野町
井口村
宮島町
音戸町
瀬野村
坂町
大庭村
矢野町
倉橋島村
西條町
十日市町
三反町

(一七六)

山口県

二級地	三級地	五級地
<p>山口市 徳山市 防府市 岩国市 下松市 厚狭郡 吉敷郡 都濃郡</p>	<p>宇部市 小野田市 下関市のうち昭和十二年十一月十四日における小月町・清水村・王司村・勝山村・吉見村・安岡町及び川中村の区域</p>	<p>下関市のうち三級地に含まれる地域以外の地域</p>

(七二)

豊田郡	河内郡	徳島郡	沼隈郡
志海町	本郷町	向島町	萩町
幸崎町	府中町	向島東村	松永町
木江町	河内町	土生町	
瀬戸田町	府中町		
	左谷村大字府川		

(七三)

德島県	
二級地	
小松島市 鳴門市 徳島市	吉敷郡 西市町 東岐波村 大内村 阿知須町 秋穂町 平生町 田布施町 伊保庄村 久賀町 安下庄町 小松町 富海村
	佐波郡 大島郡

(17)

内
二十一

	一級地
豊浦郡 美橋郡 大津郡	萩市 光市 厚狹郡 玖珂郡 大津郡 美橋郡 伊佐町 大田町 大嶺町 秋吉村 小串町
	船木町 埴生町 厚東村 柳井町 和木村 玖珂町 高森町 仙崎町 深川町

(18)

愛媛県		
二級地		
宇和島市 八幡浜市 今治市 新居浜市 松山市	綾歌郡 三豊郡 大川郡 小豆郡	竜川村 宇多津町 土居村 観音寺町 詫間町 伊吹村 津田町 土庄町 瀬崎村 内海町

(三八)

香川県		
一級地	二級地	一級地
仲多度郡	高松市 丸亀市 坂出市	三好郡 那賀郡 美馬郡 海部郡 麻植郡
善通寺町 榎井村 琴平町 多度津町		池田町 富岡町 脇町 日和佐町 牟岐町 鴨島町 川島町

(三八)

土佐郡	吾川郡 香美郡	長岡郡	安芸郡	高岡郡
宇治村	山田町 日章町 伊野町 大津村 長岡村 野田村 大藤村 後免町	室戸岬町 室戸町 安芸町 佐川町	室戸岬町 室戸町 安芸町 佐川町	清水町 須崎町 笠川町 佐川町

(八五)

高知県		
一級地	二級地	一級地
幡多郡	高知市	東宇和郡 新居郡 伊予郡 喜多郡 宇摩郡 西條市
中村町 宿毛町		三島町 川之江町 松柏村 大洲町 郡中町 泉川町 中萩町 角野町 宇和町 野村町

(八六)

福岡県

五級地

福岡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域
小倉市のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域
門司市
八幡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域
若松市
戸畑市

(六六)

四級地

福岡市のうち下月隈、立花寺、金隈、上長尾、下長尾、檜原、柏原、堤、東油山、田島、片江、七隈、飯倉、庄、小田部、石丸、福重、橋本、戸切、下山門、拾六町、野方、今宿、今津及び能古
小倉市のうち蓋島、馬島、昭和十七年五月十四日における曾根村の区域(馬川、島原、下曾根、中曾根及び上曾根の区域を除く)並びに旧企救郡の志井、中島、山路、昭和十六年三月三十一日における西谷村及び同日における中谷村の区域
八幡市のうち永大丸、竹末、引野、下上津役、町上津役、小嶽

中河内及び戸下田

田川市
直方市
飯塚市
速賀郡

嘉穂郡

芦屋町
水巻町
中間町
香月町
速賀村
稲葉町
山田町
二瀬町
穂波村
大隈町
碓井町
桂川町

(六七)

三級地	
	<p>久留米市</p> <p>筑紫郡 幸袋町 瀬田村 左内村 那珂町 春日村 糸田町 赤池町 添田町のうち大字左及び添田 方城村 金田町 川崎町 香椎町 宮田町 小竹町</p> <p>糟屋郡 鞍手郡</p> <p>田川郡</p>

(八八)

	<p>大牟田市 小倉市のうち昭和二十三年九月九日における旧企救郡東谷村の区 域</p> <p>嘉穂郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域 遠賀郡 岡直村</p> <p>田川郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域 鞍手郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域 筑紫郡 二日市町 日佐村</p> <p>糟屋郡 大野町のうち字牛領以外の地域 宇美町 志免町 多々良町 志賀島村 須恵村 和自村</p>

(八九)

外
三十一

		一級地	
		三瀨郡	山門郡
		築上郡	早良郡
城島町	大善寺町	安武村	荒木町
大川町	角田村	千栗村	三毛門村
吉富町	推田町	田隈村	柳川町
		元岡村	岡部寺村
		勝山村字藤原	

(九一)

					二級地
					糟屋郡
糸島郡	宗像郡	築上郡	京都郡		
前原町	赤間町	東郷町	福間町	津屋崎町	八津田村
				築城村	八屋町
				荏田町	行橋町
				新宮村	勢門村
				大川村	仲原村
				藤栗町	古賀町

(九〇)

早良郡
洋羽郡

稻産郡
京都郡

黒木町
岡山村
久原村
山田村
仲津村
豊津村
泉村
岸川町
小波瀬村
今川村
今元村
近永村
被押村
入部村
吉井町
田主丸町

八女郡

朝倉郡
糸島郡
宗像郡

筑紫郡

山門郡

西牟田村
瀬高町
大和村
三橋村
大宰府町
水城村
筑紫村
大野町
宇牛領
山家村
甘木町
北崎村
吉武村
南郷村
河東村
福島町
羽大塚町

長崎県		
一級地	二級地	三級地
大村市 諫早市 島原市	下県郡 西彼杵郡 高井町 島島町 高井村 高井島	長崎市 佐世保市 西彼杵郡 深原村 香焼村
		杵島郡 武雄町 大町町 北方町

佐賀県	
一級地	二級地
藤津郡 三養基郡 小城郡 神埼郡 東松浦郡 西松浦郡	佐賀市 唐津市
唐野町 鹿島町 鳥栖町 小城町 神埼町 相知町 伊万里町 有田町 東石田町 山代町	三池郡 三井郡 北野町

西叙村郡

大木町

敷鹿村

伊王島村

高浜町のうち瑞島以外の地域

崎戸町

大島町

川棚町

東叙村郡

福江町

奈良尾町

富江町

有川町

志岐郡

武生水町

勝本町

田河町

那賀村

小浜町

高島郡

北松浦郡

新東府所

志岐町

酒川町

今福町

江迎町

鹿町町

佐々町

世知原町

榎木町

平戸町

吉井村

白平村

南田平村

小佐々町

鷗知町

豆殿村

下果郡

大分県			
一級地	二級地	四級地	
日田市 臼杵市 佐伯市 津久見市 北海路郡 大分郡 遠見郡	大分市 中津市	別府市	菊池郡 阿蘇郡 牛久保町 藤井町 宮地町

(九九)

熊本県			
一級地	二級地	三級地	
人吉市 水俣市 鹿本郡 玉名郡 八代郡 宇土郡 天草郡	熊本市 八代市	荒尾市	上益城郡 下益城郡 仁田村

九八

後で用

西之表町

(1101)

備考

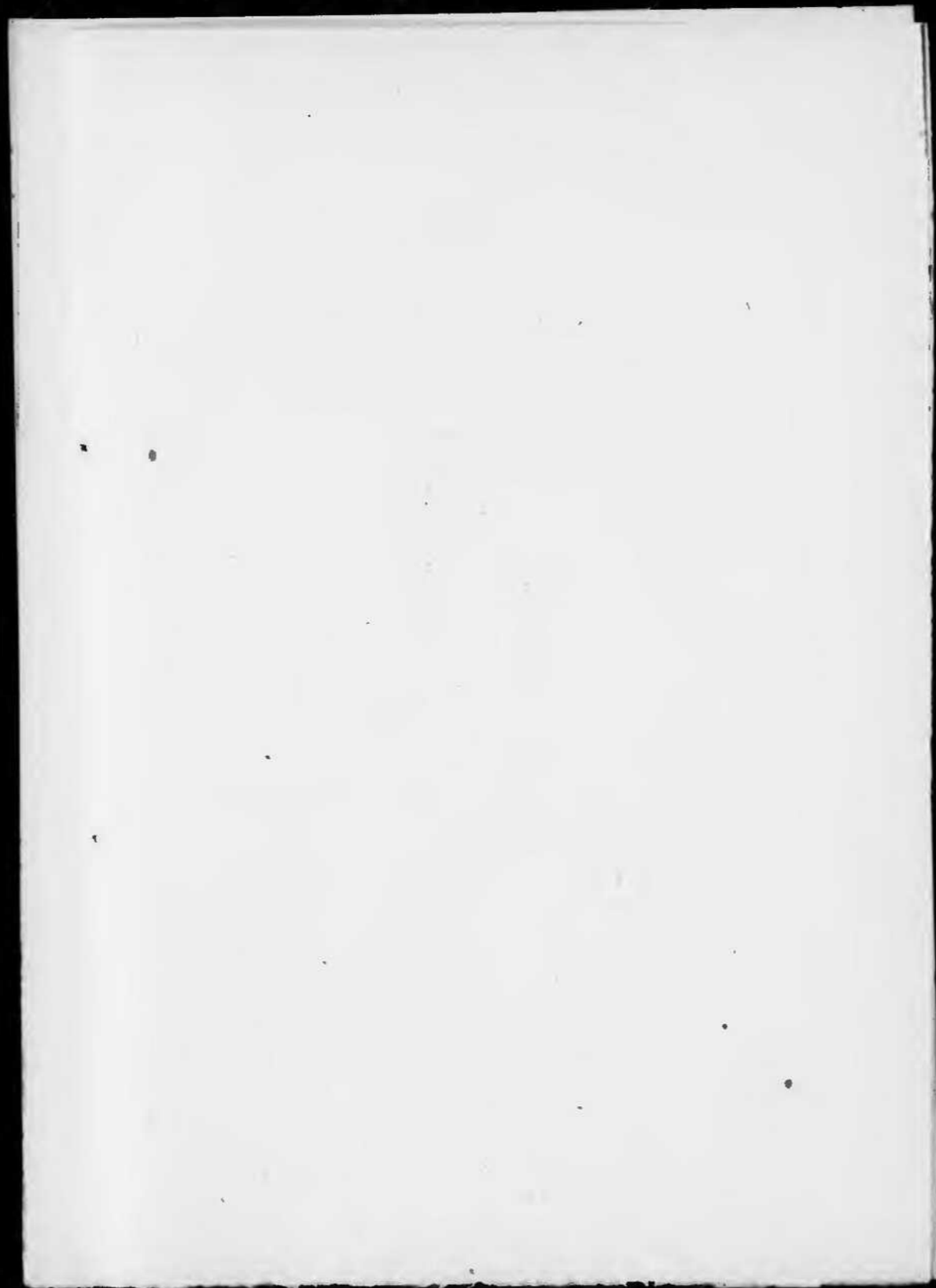
本表に掲げる地域等の名称は、本表に別段の定めのない限り、昭和二十六年十月一日
における名称とし、本表に定める地域は、それらの名称を有するものの同一における
区域又は位置を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそ
れらの名称を有するものの区域若しくは位置の変更によつて影響されないものとする。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

理由

最近における国計及び物資の増減の事柄に因り、昭和二十七年三月十二日
付人事院の国会及び内閣に対する意見を尊重して、職務地手当の支給地域の区分を改
める必要がある。このため、この法律案を提出する理由である。



昭和二十七年二月

勤務地 手当支給地域区分
の改訂に関する人事院意見

人事院事務総局給与局

昭和二十七年二月十二日

人事院総裁 浅井 清

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿

一般職の職員給与に関する法律に定める勤務地手当支給地域区分表を別紙案のように改正することを適当と考へ、
同法第二条第六号及び国家公務員法第二十三条の規定に基き、この旨意見を申し出ます。

(別紙)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の案
一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
別表第六を次のように改める。

別表第六

勤務地手当支給地域区分表(改訂部分のみ)

北海道	二級地	岩見沢市 美幌市 (石狩)千歳町 江別町
	一級地	(胆越)安平村 (石狩)手稲村 (空知)滝川町 奈井江町 深川町 (日高)静内町 (檜山)江差町 奥尻村 (留萌)焼尻村 天売村 (後志)塩谷村
青森県	一級地	(下北)田名部町 大湊町
岩手県	二級地	釜石市
	一級地	(九戸)久慈町 (気仙)盛町 大船渡町 (上閉伊)甲子村
宮城県	二級地	仙台市
	一級地	古川市 (宮城)松島町 (牡鹿)女川町
秋田県	一級地	大館市 横手市

山形県 一級地 (南村山)上ノ山町 (北村山)東根町(字神町)

福島県 一級地 (信夫)飯坂町 (伊達)湯野町 (耶麻)喜多方町

茨城県 二級地 日立市
一級地 (結城)結城町 (鹿島)波崎町 (久慈)太田町 (真壁)下妻町 (行方)麻生町

栃木県 二級地 栃木市 佐野市 (上都賀)日光町 足尾町
一級地 (那須)西那須野町

群馬県 二級地 伊勢崎市
一級地 (甘楽)富岡町 (多野)藤岡町 (碓氷)安中町 (吾妻)中之条町

埼玉県 四級地 浦和市 川口市
三級地 (北足立)大和町 朝霞町
二級地 川越市 秩父市 (北足立)鴻巣町 (入間)飯能町

千葉県 一級地 (比企)小川町 (見玉)見玉町

千葉県 四級地 千葉市 松戸市 船橋市
二級地 野田市 (印旛)八街町 佐倉町
一級地 (印旛)酒々井町 大森町 木下町 (市原)五井町 (山武)成東町 (匝埜)八日市場町 (夷隅)大多喜町 (安房)鴨川町

東京都 四級地 立川市 八王子市 (北多摩)国立町 国分寺町 府中町 調布町 神代村 狛江村

神奈川県 三級地 (愛甲)厚木町
二級地 (足柄上)山北町 松田町 南足柄町 吉田島村 (中)伊勢原町 大野町 (高座)寒川町
一級地 (足柄上)清水村

新潟県 二級地 新潟市
一級地 (南蒲原)加茂町 (中蒲原)穂田町 (西蒲原)燕町 (中魚沼)十日町 (岩船)村上町

富山県 二級地 高岡市

一級地 (下新川)魚津町 (中新川)滑川町 (船負)八尾町

石川 二級地 (石川)松任町
一級地 (羽咋)羽咋町 (河北)津幡町 (珠洲)飯田町

福井 一級地 小浜市(小浜町、田今富村大字伏原) (今立)鱈江町 神明町 (大野)大野町 勝山町 (坂井)丸岡町

山梨 二級地 甲府市 富士吉田市
一級地 (南都留)船津村

長野 一級地 (上伊那)伊那町 (北安曇)大町 (東筑摩)塩尻町

岐阜 二級地 (吉城)神岡町(稻葉)那加町
一級地 (惠那)岩村町 明知町 (益田)萩原町 小坂町 (武儀)金山町 (加茂)八百津町 (可兒)御嵩町 中村
(守中) (土岐)稻津村 肥田村

静岡 二級地 (安倍)有度村
一級地 (駿東)原町 (庵原)庵原村 飯田村 (浜名)鷺津町 (榛原)川崎町 金谷町

愛知 三級地 岡崎市 豊橋市 津島市
二級地 豊川市 挙母市 (東春日井)小牧町 (知多)大高町 (幡豆)西尾町 (中島)祖父江町 (南設楽)新城町
(海部)蟹江町
一級地 (愛知)猪高村 豊明村 日進村 (知多)八幡町 東浦町 内海町 豊浜町 (宝飯)形原町 西浦町

三重 二級地 宇治山田市 上野市 (北牟婁)尾鷲町 (南牟婁)木本町
一級地 (三重)菟野町

滋賀 二級地 彦根市 長浜市
一級地 (高島)今津町 (伊香)木之本町

京都 三級地 (綴喜)八幡町
二級地 綾部市(山崎郡町) (久世)城陽町 佐山町 (乙訓)大山崎村 (綴喜)都々城村 有智郷村 多賀村
一級地 (相楽)上狛町 加茂町 (加佐)大江町

大阪 五級地 高槻市 枚方市 茨木市

四級地 寝屋川市 富田林市 (三島) 富田町
 三級地 (南河内) 狭山町 (中河内) 英田村 若江村 (北河内) 四條吸町 (泉南) 尾崎町
 二級地 (泉北) 北池田村

兵庫 県

四級地 明石市 (川辺) 川西町 長尾村
 二級地 (多紀) 味岡村 (宇核、大沢及び味岡新) (有馬) 長尾村 (加古) 阿閉村 (神崎) 福崎町
 一級地 (揖保) 林田村 伊勢村 (多紀) 古市村 (川辺) 中谷村 西谷村 六瀬村 (三原) 市村 阿万町 (津名) 飯屋町 郡家町 (加西) 九会村 下里村 富田村 (加東) 市場村 来住村 加茂村

奈良 県

四級地 奈良市
 三級地 (生駒) 郡山町 (北葛城) 王寺町
 二級地 (高市) 畝傍町 (宇智) 五條町 (生駒) 伏見町

和歌山 県

四級地 和歌山市
 三級地 新宮市 海南市 田辺市
 二級地 (日高) 御坊町 (有田) 湯淺町 (西牟婁) 白浜町
 一級地 (西牟婁) 周參見町

鳥取 県

一級地 (東伯) 上井町 (西伯) 中浜村 大篠津村

島根 県

一級地 (周吉) 西郷町 (珠川) 大社町 (鹿足) 津和野町 (邑智) 川本町 (大原) 木次町

岡山 県

二級地 児島市 津山市 (児島) 琴浦町
 一級地 (児島) 藤戸町 (波口) 長尾町 (都窪) 早島町 妹尾町 茶屋町 (真庭) 勝山町 (勝田) 勝間田町 (英田) 林野町 (邑久) 牛窓町 (後月) 井原町 (久米) 福渡町

広島 県

二級地 三原市 (安芸) 府中町 船越町 江田島町 海田市町 (佐伯) 大竹町 (双三) 三次町 十日市町 (賀茂) 西條町
 一級地 (安芸) 瀬野村 (佐伯) 大柿町 小方町 玖波町 (豊田) 幸崎町 木江町 瀬戸田町 本郷町 河内町 (御調) 向島町 向島東村 土生町 (沼隈) 鞆町 松永町

山口 県

二級地 下松市
 一級地 (厚狭) 壇生町 厚東村 (玖珂) 玖珂町 高森町 (古賀) 秋徳町 (熊毛) 伊保庄村 (大島) 安下庄町 (佐波) 富海村

徳島 県

二級地 徳島市 鳴門市 小松島市

一級地 (那賀)宮岡町 (美馬)勝町 (海部)日和佐町 牟岐町 (麻植)鴨島町 川島町

香川 二級地 丸龜市 坂出市
一級地 (仲多度)龍川村 (綾歌)宇多津町 土器村 (三豊)詫間町 (大川)津田町

愛媛 二級地 松山市 新居浜市 今治市 八幡浜市 宇和島市
一級地 (喜多)大洲町 (伊予)郡中町 (新居)泉川町 中萩町 角野町 (重和)宇和町 野村町

高知 一級地 (高岡)窪川町 佐川町

福岡 四級地 (遠賀)速賀村 (嘉穂)桂川町 穎田村 庄内村 (田川)赤池町 添田町 (大宇庄及び添田) 方城村 (粕屋)香椎町 (鞍手)小竹町

三級地 (筑紫)日佐村
二級地 (築上)八屋町 築城村 八津田村 (宗像)赤間町 (山門)柳川町
一級地 (築上)三毛門村 千束村 角田村 (三潁)西牟田村 (宗像)南郷村 河東村 (京都)祇郷村

佐賀 一級地 (藤津)鹿島町 (小城)小城町 (神埼)神埼町 (東松浦)相知町 (杵島)大町町 北方町

長崎 二級地 (西彼杵)高島町 高浜村 (鍋島)
一級地 (南松浦)宮江町 有川町 (北松浦)吉井村 田平村 南田平村 小佐々町

熊本 二級地 八代市
一級地 (天草)本渡町 牛深町 (菊池)隈府町 (阿蘇)宮地町

大分 二級地 中津市
一級地 (直入)竹田町 豊岡村(宇下木、川下及び天神) (大野)三重町 (玖珠)森町 (東国東)国東町

宮崎 一級地 (兒湯)妻町 (東臼杵)門川町

鹿児島 二級地 (鹿児島)谷山町 (櫻島)吉田村
一級地 (始良)加治木町 (肝属)垂水町 (出水)出水町 (壺屋)志布志町

備考 本表に掲げる地域等の名称は、本表に別段の定めない限り、昭和二十六年十月一日における名称とし、本表に定める地域は、それらの名称を有するもの同日における区域又は位置を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するもの区域若しくは位置の変更によつて影響されないものとする。

二二

附則

この法律は、昭和 年 月 日から施行する。



長崎県立図書館蔵書

参考資料

1. 関係法令

○一級職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)(抄)

(勤務地手当)

第十二條 勤務地手当は、生計費が著しく高い特定の地域に在勤する職員に対し支給する。

2 勤務地手当の月額は、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に左の各号に定める支給地域別の区分に應ずる支給割合を乗じた額とする。

- 一 一級地 百分の五
- 二 二級地 百分の十
- 三 三級地 百分の十五
- 四 四級地 百分の二十
- 五 五級地 百分の二十五

3 前項各号の支給地域別の区分は、別表第六に掲げるとし、この限りでない。

4 特定地域に所在する官署に勤務する職員の勤務地手当は、前項の基礎となる各二項各号の支給地域別の区分については、当該地域に所在する地域における生計費の重要な要素となつてゐる物資に関する事情及び当該官署の位置等を勘案して前項の区分を、いかめしき予算の範囲内で、人事院規則の特例を設けることとする。

2. 勤務地手当支給地域表

(1) 区分別支給地域表

区分	一級地	二級地	三級地	四級地	五級地	総数
一級地	一、〇一八	一、一三五	一、〇七			一、五七〇
二級地		三六六	一六九	四三	五〇	一、七八〇
三級地			一六九	七〇	二七	二一〇
四級地				二七	三	三〇
五級地					三	三
総数	一、〇一八	一、一三五	一、〇七	一、〇七	一、〇七	三、二八〇

裏面白紙

(2) 改正該当支給地数

総数 三六四

四級地↓五級地 三

三級地↓四級地 三〇

二級地↓三級地 一八

一級地↓二級地 一〇三

非支給地↓一級地 二一〇

3. 改正案実施のための所要経費(増加分)概算

一般会計 四四一、九二八千円

特別会計 二六三、九三〇

合計 七〇五、八五八